

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第二十三号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号中3を削り、4を3とし、5を4とする。

第四条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。